

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び 法人番号	名目・趣旨等	交付又は 支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
(公財)名古屋市文化振興事業団 4180005014057	会議費	222,900	—	平成27年5月20日	—	公益	都道府県所管
(公財)かずさDNA研究所 8040005016807	委託費(イントとの共同研究)	1,000,000	—	平成27年6月19日	—	公益	国所管
(公社)日本動物学会 9010005004359	H26科学研究費補助金[国際情報発 信]	1,500,000	—	平成27年6月19日	—	公社	国所管
(公財)服部植物研究所 6350005004113	H27科研費補助金[特定奨励費]	5,000,000	—	平成27年7月3日	—	公益	国所管
(公財)東京都医学総合研究所 8010905002470	H27科研費補助金[特別推進研究]	65,416,000	—	平成27年7月3日	—	公益	都道府県所管
(公財)東洋文庫 7010005002991	H27科研費補助金[特定奨励費]	68,000,000	—	平成27年7月3日	—	公益	国所管
(公財)実験動物中央研究所 9020005009695	H27科研費補助金[特定奨励費]	70,000,000	—	平成27年7月3日	—	公益	国所管
(公財)がん研究会 1010605002372	H27科研費補助金[特定奨励費]	143,650,000	—	平成27年7月3日	—	公益	国所管
(公財)文教協会 8011105001998	図書費	197,643	—	平成27年8月10日	—	公益	国所管
(公財)文教協会 8011105001998	図書費	189,810	—	平成27年9月10日	—	公益	国所管
(公財)徳川黎明会 7013305001705	H27科研費補助金[特定奨励費]	5,000,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)服部植物研究所 6350005004113	H27科研費補助金[特定奨励費]	5,000,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管

(公財)大原記念労働科学研究所 2020005010305	H27科研費補助金[特定奨励費]	7,500,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)国際高等研究所 1130005008355	H27科研費補助金[特定奨励費]	11,100,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)山階鳥類研究所 2040005016886	H27科研費補助金[特定奨励費]	16,000,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)東京都医学総合研究所 8010905002470	H27科研費補助金[特別推進研究]	16,354,000	—	平成27年10月30日	—	公益	都道府県所管
(公財)実験動物中央研究所 9020005009695	H27科研費補助金[特定奨励費]	41,200,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)東洋文庫 7010005002991	H27科研費補助金[特定奨励費]	42,000,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)がん研究会 1010605002372	H27科研費補助金[特定奨励費]	143,650,000	—	平成27年10月30日	—	公益	国所管
(公財)東京都医学総合研究所 8010905002470	H27科研費補助金[特別推進研究追加配分]	3,120,000	—	平成28年1月8日	—	公益	都道府県所管
(公財)地球環境戦略研究機関 8021005009182	H27科研費助成金[基盤C]H25年採択	1,170,000	—	平成28年2月10日	—	公益	国所管
(公財)東洋文庫 7010005002991	H27科研費補助金[成果公開促進費]	3,500,000	—	平成28年3月18日	—	公益	国所管
(公財)東洋文庫 7010005002991	調査研究費(招へい長期)	150,000	—	平成28年3月30日	—	公益	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。